

改正 平成一七年一二月二〇日条例第一一一号 平成二一年 七月一七日条例第六〇号
平成二五年一二月二六日条例第六四号 平成三〇年一二月二八日条例第六一号
令和 四年 三月二五日条例第一号

（趣旨）

第一条 この条例は、千葉県総合スポーツセンター東総運動場（以下「東総運動場」という。）の管理を地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせることにし必要な事項を定めるものとする。

（指定管理者による管理）

第二条 知事は、教育機関設置条例（昭和三十二年千葉県条例第四号）第十六条に規定する目的を効果的に達成するため、東総運動場の管理を指定管理者に行わせるものとする。

一部改正〔平成二一年条例六〇号・令和四年一号〕

（業務の範囲）

第三条 指定管理者が行う業務の範囲は、教育機関設置条例第十八条第四号に掲げる業務（これらの業務に関し必要な利用の許可を含む。）とする。

一部改正〔令和四年条例一号〕

（管理の基準）

第四条 東総運動場の管理の基準については、規則で定める。

一部改正〔令和四年条例一号〕

（職員）

第五条 指定管理者が東総運動場の管理を行う期間に限り、教育機関設置条例第二十五条の規定にかかわらず、東総運動場に同条の職員を置かないことができる。

（利用料金）

第六条 東総運動場を利用しようとする者は、指定管理者にその利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

2 指定管理者は、利用料金を自己の収入として収受する。

3 利用料金の額は、別表に掲げる額の範囲内において指定管理者が定める額とする。

4 指定管理者は、前項の規定により利用料金の額を定めようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。その額を変更しようとするときも、同様とする。

（利用料金の支払の時期）

第七条 利用料金は、指定管理者が定める支払の時期までに支払わなければならない。

（利用料金の免除）

第八条 指定管理者は、知事の承認を受けて定めた基準により、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

（利用料金の返還）

第九条 支払われた利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（知事による管理）

第十条 知事は、指定管理者の指定を受けるものがないとき、指定管理者を指定することができないとき、又は地方自治法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、第二条の規定にかかわらず、指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、臨時に東総運動場の管理の業務の全部又は一部を行うものとする。

2 前項の場合（業務の一部の停止を命じたことによる場合にあつては、当該停止を命じた業務に利用料金の収受が含まれるときに限る。）において、東総運動場を利用しようとする者は、第六条の規定にかかわらず、別表に掲げる額の範囲内において知事が定める使用料を納入しなければならない

- い。ただし、当該利用について同条第一項の規定による利用料金を支払っている場合は、この限りでない。
- 3 前項本文の場合における第七条から前条まで及び別表の規定の適用については、これらの規定中「利用料金」とあるのは「使用料」と、第七条から前条までの規定中「指定管理者」とあるのは「知事」と、第八条中「知事の承認を受けて定めた基準」とあるのは「使用料及び手数料条例（昭和三十一年千葉県条例第六号）第五条第三項の規定の例」と、同表中「第六条第三項」とあるのは「第十条第二項」とする。
 - 4 知事は、特に必要があると認めるときは、使用料の徴収を猶予し、又は分納させることができる。
 - 5 使用料を納入すべき者が当該使用料を納入すべき期限までに納入しない場合においては、県税の例により延滞金を徴収する。ただし、知事が特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。
 - 6 県民の日を定める条例（昭和三十九年千葉県条例第三号）に規定する県民の日その他知事が定める場合において、東総運動場の施設で知事が定めるものに係る使用料については、第二項本文の規定にかかわらず、これを徴収しない。
 - 7 偽りその他不正の行為により使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額（当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。）以下の過料に処する。
 - 8 第一項の規定により知事が管理の業務の全部又は一部を行った後指定管理者が当該業務を行うこととなった場合における第六条第一項の規定の適用については、同項中「ならない」とあるのは、「ならない。ただし、当該利用について第十条第二項本文の規定による使用料を納入している場合は、この限りでない」とする。

追加〔平成二十一年条例六〇号〕、一部改正〔令和四年条例一号〕

（委任）

- 第十一条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。
一部改正〔平成二十一年条例六〇号・令和四年一号〕

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。
（使用料及び手数料条例の一部改正）
- 2 使用料及び手数料条例（昭和三十一年千葉県条例第六号）の一部を次のように改正する。
別表第一総合スポーツセンターの項屋外運動場使用料の目中陸上競技場（千葉県総合スポーツセンター東総運動場）の節及び庭球場（千葉県総合スポーツセンター東総運動場）一面の節を削る。
（教育機関設置条例の一部改正）
- 3 教育機関設置条例の一部を次のように改正する。
第十八条第二項中「射撃場」の下に「及び東総運動場」を加え、「、東総運動場の管理を財団法人千葉県まちづくり公社に、それぞれ」を削る。
附 則（平成十七年十二月二十日条例第百十一号）
この条例は、平成十八年四月一日から施行する。
附 則（平成二十一年七月十七日条例第六十号）
この条例は、公布の日から施行する。
附 則（平成二十五年十二月二十六日条例第六十四号抄）
（施行期日）
 - 1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。（後略）
附 則（平成三十年十二月二十八日条例第六十一号抄）
（施行期日）
 - 1 この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。（後略）
附 則（令和四年三月二十五日条例第一号抄）
（施行期日）
 - 1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。
（経過措置）

- 10 この条例の施行の際第二条各号に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例又は千葉県教育委員会規則（以下「法令等」という。）の規定により千葉県教育委員会がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に法令等の規定により千葉県教育委員会に対してなされた申請その他の行為で、同日以後においては知事が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、当該法令等の規定に相当する法令、条例又は規則の規定により知事がした処分その他の行為又は当該規定により知事に対してなされた申請その他の行為とみなす。

別表（第六条第三項）

利用料金の名称	区分			単位	額の範囲
陸上競技場利用料	専用使用	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに利用するとき。	二時間につき	三千六百六十円以内
			県内の小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒並びにこれらに相当する者として知事が定める者が教職員の指導の下にする利用（以下「引率利用等」という。）以外の利用		
			引率利用等	二時間につき	千六百二十円以内
	共同使用	一般	入場料を徴収して利用し、又は営利を目的とする催物に利用する場合	二時間につき	七万四千八百円以内
			幼児並びに小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒並びにこれらに相当する者として知事が定める者	一人一時間につき	七十円以内
			（摘要） 入場料を徴収する場合でアマチュアスポーツに専用使用するときの利用料金の額の範囲は、表に定める額の十分の一の額以内とする。		
庭球場利用料	専用使用	入場料を徴収しない場合	引率利用等以外の利用	一面二時間につき	四百二十円以内
			引率利用等	一面二時間につき	百二十円以内
	共同使用	一般	入場料を徴収して利用し、又は営利を目的とする催物に利用する場合	一面二時間につき	八千五百八十円以内
			（摘要） 入場料を徴収する場合でアマチュアスポーツに専用使用するときの利用料金の額の範囲は、表に定める額の十分の一の額以内とする。		
売店利用料	仮設の売店により物品の販売をする場合			一箇所一日につき	千百五十円以内

一部改正〔平成一七年条例一一一号・二五年六四号・三〇年六一号〕